時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百九十五號 (丙、申)
明治廿四年一月十日 土曜日
舊暦庚寅十一月三十日
日出午前六時五十三分 日入午後四時四十四分
月出午前六時二十六分 月入午後四時零八分
滿潮 午前四時三十七分 午後五時三分
(西暦一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候

代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帯封名宛の傍に何月何日迄と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

豫算案の成行

衆議院の豫算委員會に於て議決したりと云ふ豫算査定の結果は單に委員會の決議に過ぎざれば議會の衆議に於て如何なる運びに至る可きや世人の最も關心する所なりしに議會の議、未だ決せざるに先ち大藏大臣は昨日議場に出席し同査定の結果は到底政府の同意する能はざる所なりとの旨を明言したりと云ふ思ふに斯の如き非常の減額は實際に差支を免る可らざるが故に政府が之れに對して不同意なるは固より其處なれども若しも今後議會の多數が右の減額に決して固く其の說を主張するとあらんか結局は政府と議會との衝突を來して不祥の出來事を見るに至るやも圖る可らず左りとては面白からぬ事柄にして折角みれまでの運びと爲りたる初期の國會も其の終りを善くせずして內外人の望をも空ふする次第なれば我輩は今日に於て政府議會雙方の人々が理屈と情實との偏見を脫し互に人間普通の情に訴へて相當の折合を希望するものなり抑も政府より要求の豫算額は年來の慣例と現在の仕事よりすれば決して不當のものに非ずして我輩に於ても敢て非議する所なけれども若しも政府部內の情實因緣を問はず單に局外の眼を以て之を見れば從來政府の財政上の處置は決して其當を得たるものと云ふ可らずして若しも當局者が誠心實意、一切の情念を絕ち十年一日只管財政の整理に從事せば國會開設の今日に至るまでには頗る見る可きものもありしならんに當局者は外に向ては時に政費の節減す可きを公言しながら實際には毫も其效を奏せず荏苒今に至りたるは甚だ遺憾の次第にして今更辯解の辭もある可らず左れば此一事は到底當局者の失策たるを免れざるものなれば今日議會に於て政府の歲計に對し大に節減の議あるは誠に至當のみとにして決して無理にはあらざれども今の政府の所謂情實因緣なるものは今年今日の發生に非ず二十餘年來纏綿固着したるものにして政府自から之を悟らざるに非ざれども自から悟りて自から絕つに容易ならざるものなれば今遽にその政府に向ひ斷然一切の事情を絕つ可しと要求するは俗に所謂出來ない相談にして其理由は如何にしても實際に效を見るみと難かる可し蓋し事の即功を喜ぶは人情の常にして彼の病床に臥す病人が少しく癒ゆれば直に起たんみとを求め起つを得れば直に步するみとを望むが如く議會の人々も其功の速にして且つ著るしからんみとを欲するならんなれども昨年の末には商法延期の大問題を議決して天晴の手柄を顯はしたるのみならず今後猶ほ重要の事件にして議會の技倆を要するもの少なからざれば議會の仕事は豫算の疑問を外にして十分に功を見るの機會なきに非らず况んや初度の議會は議員の諸氏と共に大に春秋に富むものなれば功を今年に急がずと雖も前途の望み甚だ大なるものあるに於てをや而して減額の說は單に豫算金額の問題のみに止まらず一步を進むれば官制の改正會計補則の制限等法律上の疑問に觸るゝを免れざるものあれば若しも議會が性急の情より遽に大功を收めんとするときは勢、法律上に切込まざるを得ずして次第に事實に遠かり雙方ともに互に法理を根據として相爭ふの姿となれば詰り水掛論にして其結末の分明ならざるのみならず或は意外の邊に衝突の不幸を見るに至るやも知る可らず甚だ面白からざる始末なれば議會の人々も能く此邊に注意し政府の經費は到底節減せざる可らざるものなれども今月今日急に大節減を行ふは無理なる注文にして其結果は徒らに一時の混雜を招くのみに過ぎざれば更に年月を期して漸次に節減の實を擧ぐるものと覺悟し又政府の當局者も深く從來の始末を顧み更に英斷して年來の情實を絕つ事を勉め其減ず可きものは直に之を減じ年を逐ふて着々整理の效を期する事と決心し雙方ともに偏見を脫して互に普通の情に訴へ豫算案の成行をして適當の折合に至らしめんみと我輩の希望する所なり

官報

○海軍省令第一號

明治二十二年六月省令第五號海軍志願兵徵募細則中左ノ通改正ス

明治廿四年一月九日　海軍大臣子爵樺山資紀

第三條中「四月一日」ヲ「三月十日」ト改ム

第五條中「五月一日」ヲ「四月一日」ト改ム

第十二條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

四　信號兵志願者ニ在テハ曲尺身長ニ於テ五尺二寸

第十五條第十八條中「水兵生」ノ上ニ「信號兵」ノ三字ヲ加フ

雜報

江戸の舞踏會(一昨日の續)

奇怪なる天女と奇體なる貴婦人と見るものも〳〵一々余をして不愉快の感情を惹き起さしむる內に余は獨り幸にも只一人の眞正なる日本婦人を發見したり……

……余は實に喜びたり……余は實に嬉しく驚きたり……余は實に萬綠叢中の紅一點と思ひたり……余は實に此婦人の見識の高きを愛したり……余は實に此婦人の心中は如何に優然たるかを想像したり讀者よ是が眞正の日本婦人にして日本當世の風を寫眞したる者なり婦人は年の頃まだ二十歲前後婚姻前の蕾の花と知られたり其擧動言語都て温和にして一擧手一投足も敢て忽せにせず彼は最としとやかなるチリメンの日本服三枚を襲ね着て下に白襟を見せたり襟は紋織の最も細かなるものにて彼が優しき襟元より頸の周圍を斜めに取巻き胸の邊りに至りて黃金製胡蝶形のピンにて閉ち合せたり三枚の裏衣は上から下まで同じ海老茶色にて裾の邊りは流水に小菊花の散し模樣を染め出したり彼は此三枚の袖廣き衣服を如何にして其身體に格合好く纏ふたるかは讀者の直ちに合點し得る所なる可し即ち日本讀者は斯る日本婦人の帶をしば〳〵繪草紙屋の店頭に認めたる事あらん併し彼等の異物は決して繪草紙屋に見るが如きものに非ず……其格合……其着みおし……其裾捌き……實に彼等の體度に適ふて彼等が祖先より傳はり來りたる又譲受けたる風韻を、習慣を其時其地の流行工風者が巧みに人の目を喜ばせるやう修正したるものにて……是が眞の日本服……是が眞の日本人と誰にも承知の出來る粧飾なり彼の頭は彼が固有の髮の毛を以て恰も其體度に適ふやう……濃泊に……規則正しく……格合好く……結ばれて彼の天女が爲せる如き異形の風體に非ざるなり余が見たる此一己の貴嬪はシマダと稱ふる日本特得の髷を結び爲して草模樣したる格合よき金卷繪の小櫛を其正面に挿し髷の上は日本にてカナコと呼び爲せる恰も柘榴の實の割れ出したるが如き赤く奇麗に織り爲せし小切を以て髷の內部より卷き上げて結びたり彼は其髮を頭の中心よりも少し後の方へ傾ふけて金銀珠玉を以て濃泊に製造せられたる釵を髷の正橫に揷したり……一口に之れを許すれば彼は彼が固有の髮の毛を以て其儘ポンチットを作り格合よく之れを其頭に戴きたるものなり

貴嬪の袖は佛蘭袖の廣き長きものを着物の肩の所にて繼合せたるものなれども其色其地質とも都て同一にて袖口は規則正しく相合して一番下は最と派出やかなる模樣を染め出したる紅色のチリメンを襲ねたり其口より出てたる細く白く妙なる手は何人と握手するも皆喜んで答禮するを欲するなる可しと思ふたり彼は格合よき絹靴を穿ちたり、歐羅巴風の絹靴を穿ちたり想ふに此一事は平生彼等の常用するものに非ざる可し彼は鶯の囀る如き音調朗なる細き聲色を以て他の貴婦人と言語を交へたり彼は人より話し掛けられて決して其答辭を拒む振は見えざれ共成る可く言語を避けて已むを得ざる時に語り出せるもの〻如きは彼が物言度の邊りに淸き桃色の裏雅しき面樣を現はすを以て知られたり……讀者よ日本には斯る特有の歷史上の美ある風俗あるにも拘らず何故に他の多數の貴婦人が其身に適せざる奇體なる歐羅巴に傚ふかを解し得るや余は是よりも尙は嬉敷く喜ばしき日本人に會せり即ち日本の軍人シカモ海軍々人なり　(つゞく)

○議員の粗暴　帝國議會の議員が苟くも議員として常

すの仕事は
て除くるみ
殷以來兎角
案も僅か一
きを始審裁
認むる樣の
忽の次第と
補追算に必
とも改めず
りとのみと
委員には種
査の期日も
先づ〳〵
議員の措置
るが如し新
みとあれば
り以て其重
めんと勸め
難き次第な

○軍艦冬籠
は各居留人
以て不廣に
が本年は獨
りの準備を
からざるを
體小ならざ
組八員等は
名稱
アスピッ
ペロ
イルナ

○東京丸の
日本郵船會
にしても浮
額りに船下
上がる鹽梅
の關稅案可
加指して出
着港せずば
と觀ひ走り
げたるみと
たる船賃

○相撲年寄
顯はしたる
去る六日を以
きより力量
て江戸相撲
侯の抱へカ
しが戊辰の
戰場に出陣
たるも亂平
小結關脇と
十七年延遼
藤太郎と雨
なく廢業して
人の歸目は
○滿五年の
大關に位を
西方に在り